



あなたの大切なハウスを守ります

園芸施設共済



近年、様々な自然災害が多発する中で、園芸施設共済への加入が災害対策の基本であり、これ以外の国の特別対策は、過去に例のないような甚大な災害が発生した場合に限られています。

園芸施設共済に加入し、自然災害に備えましょう。



山口県農業共済組合／山口県／農林水産省

- ✓ハウスの設置面積
- ✓パイプ直径と経過年数
- ✓被覆材と経過年数

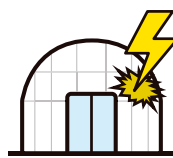
入力するだけ！
簡単掛金
シミュレーション



▶ 共済金支払い対象となる事故

地震・津波・噴火も
標準補償で安心！

風水害・雪害・ひょう害・地震などの自然災害



火災



破裂・爆発



鳥獣害



病虫害



車両の衝突・
航空機の墜落



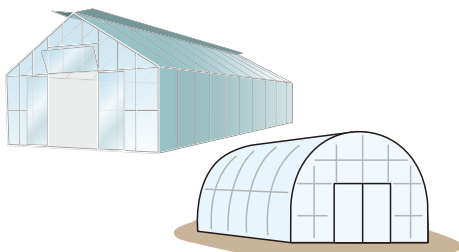
共済金支払い対象外となる場合

- 通常すべき管理、損害防止義務を怠って生じた損害（故意・過失を含む）
- 自然消耗・故障が原因による損害
- 生理障害及び薬害

▶ 補償対象

全てのハウスの加入が基本となります

特定園芸施設（本体+被覆材）

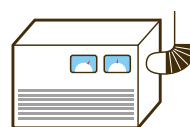
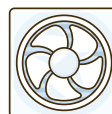


- パイプハウス
- 雨よけハウス
- 鉄骨ハウス
- 多目的ネットハウス
- ガラス室
- など

オプション加入

- 附帯施設（ハウス附帯の全ての施設の加入が必要です）

- ・ 温湿度調整
- ・ かん水
- ・ 換気
- ・ 照明施設 など



- 施設内農作物

ハウス内で栽培する農作物の生産費の補償



青色申告の方は収入保険の加入をおすすめします！

▶ 付保（補償）割合

棟ごとに **40～80%** で選択

さらに

特約付帯で **90・100%**

付保割合は何に関係するの？

加入時における施設の補償額、支払共済金の算出に用います。
高いほど補償は大きく手厚くなります。

未被覆期間があっても加入できるの？

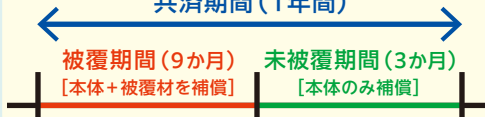
加入が必須です。
また、未被覆期間中は本体のみの補償となり、掛金は被覆期間中の掛金の3%程度とお安くなります。

▶ 補償期間

共済掛金等を納めて
いただいた日の翌日から

1年間

共済期間（1年間）



▶ 棟ごとに選べる特約

 付保割合追加特約

10%または20%補償割合を上乗せして補償します。

付保割合80%を選択した契約のみ付帯することが可能です。
※施設内農作物は対象外です

 復旧費用特約

施設本体及び附帯施設の復旧に要した費用を補償します。

支払いには被災後1年以内の復旧が条件となりますが、経年と共に資産価値が減少していく部分を補填し、**築年数にかかわらず新築時の最大8割まで補償します。**
ご自身で復旧を行った際も労務費相当額(復旧面積㎡当たり100円)を加算して共済金を算定します。
※被覆材は対象外です

 小損害不填補特約

ご自身で選択した金額を超える損害から補償します。

通常は損害が3万円(または共済価額の5%)を超える損害からの補償となりますが、特約を付帯することで**選択金額を超える損害から補償します。**
選択金額が1万円の場合でも追加掛金は掛金の1~2%ほどであり、選択金額が大きくなるにつれて大幅に掛金がお安くなります。

選択金額	1万円	・	10万円	・	20万円	・	50万円	・	100万円
------	-----	---	------	---	------	---	------	---	-------

 撤去費用特約

被災した施設本体の撤去に要した費用を補償します。

損害によって撤去を要した費用が100万円を超えた場合、または施設本体の被害割合が50%(ガラス室の場合は35%)を超えた場合に、**撤去費用基準額を限度に補償します。**
※被覆材、自身による撤去は対象外です

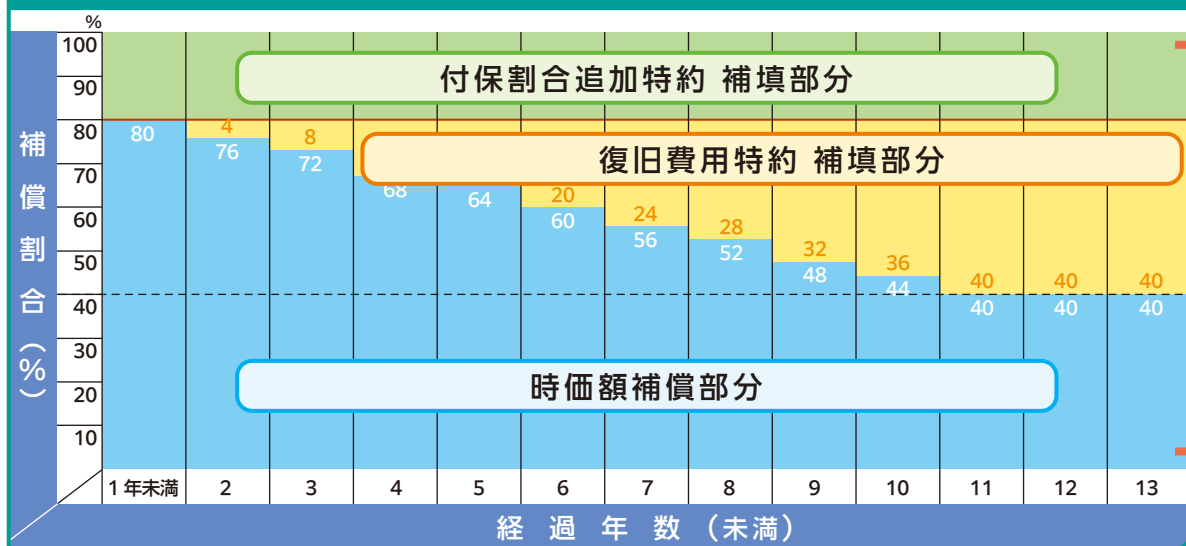
撤去費用基準額 = 設置面積 × ㎡当たり撤去費用基準額		
パイプハウス 290円/㎡	鉄骨ハウス 880円/㎡	ガラス室 1,200円/㎡

▶ 補償のイメージ

加入時における施設の時価額である**園芸施設の評価額(共済価額)**が補償の基礎となります。

時価額とは新築価額から経年と共に資産価値が減少していく部分を除いた金額であり、年々補償割合が小さくなっていきますが、**特約を付帯することで新築時と同等の補償を得ることができます。**

補償額と特約による補填部分のイメージ 【パイプハウスの場合(被覆材を除く)】



経過年数による時価現存率

ハウス本体 … 50%が下限

(%)

経過年数 (年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
一般的なパイプハウス	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50				→
簡易鉄骨・鉄骨ハウス	100	96	92	88	84	80	76	72	68	65	62	59	56	53	50

被覆材 … 25%が下限

(%)

経過年数 (年)	1	2	3	4	5
一般軟質フィルム	100	50	25		→
耐久性軟質フィルム	100	71	50	35	25

新価補償充実コース

補償内容

- ▶ 築年数にかかわらず新築時の資産価値まで補償
- ▶ 1万円を超える小さな損害から補償
- ▶ 被災時の施設本体の撤去に係る費用を補償

付帯特約

- 付保割合追加特約20%
- 復旧費用特約
- 小損害不填補特約(1万円)
- 撤去費用特約

標準コース

補償内容

- ▶ 耐用年数経過後のハウスでも新築時の資産価値の4割まで補償
- ▶ 1万円を超える小さな損害から補償
- ▶ 被災時の施設本体の撤去に係る費用を補償

付帯特約

- 小損害不填補特約(1万円)
- 撤去費用特約

割引コース

補償内容

- ▶ 選択金額を超える損害から補償
小さな損害を補償範囲から外すことで掛金が大幅に割引されます

付帯特約

- 小損害不填補特約
(10・20・50・100万円)

コース別 年間掛金の目安

【例】設置面積200㎡・新品被覆材(農PO)のパイプハウスと鉄骨ハウスの場合

パイプ直径25.4mm

簡易鉄骨

ハウス種類	築年数	標準コース		新価補償充実コース	
		最大補償額	掛 金	最大補償額	掛 金
パイプハウス	新 築	81万円	12,000円	101万円	17,500円
	10年以上	52万円	7,900円		16,000円
鉄骨ハウス	新 築	145万円	10,600円	181万円	15,000円
	15年以上	86万円	6,500円		11,500円

※掛金表は一例です。ハウスの構造や被覆材の種類により掛金は変わります。

掛金等の割引制度

【例】上記「標準コース」新築パイプハウスに小損害不填補特約を付帯した場合

割引コース	選択金額	最大補償額	年間掛金	通常掛金より…	
	10万円	81万円	5,000円	58%	割引!!
	20万円		3,000円	75%	
	50万円		1,500円	87%	

条 件		割引対象	割引率
太いパイプ(31.8mm以上)のハウス		共済掛金	15%
31.8mm未満のパイプハウスでタイバー、中柱等の補強が一定基準を満たしているハウス			
集団加入 生産部会等の	構成員の加入割合が集団加入以前より増加するとともに、8割を超えた場合	共済掛金	5%
	5人以上の構成員が加入した場合	賦課金	10%
	10人以上の構成員が加入した場合	賦課金	20%
加入申請時に画像による損害評価の申請をされた方、または共通申請サービスを通じてオンライン申請された方。もしくはその両方を申請された方。		賦課金	10%

知って嬉しい
園芸施設共済の
掛金について

共済掛金の半分は国が負担しているから経済的！※1

耐用年数を大幅に超えた施設を除外すれば掛金節約に！※2

無事故など被害が少ない場合は掛金率が割引かれて年々お安く！

共済掛金は必要経費として所得から控除可能！

※1：補償額1.6億円までの掛金を上限とし、撤去費用特約以外の特約については対象外となります

※2：経過年数がパイプハウスは25年以上、ガラス室・鉄骨ハウスは35年以上



損害評価の方法と共済金の支払い例 (パイプハウスの場合)

- 共済事故の発生の都度、1棟ごとに損害評価を行います。
- 施設本体(パイプ)、被覆材の被害の割合に応じて共済金を算定します。

$$\text{支払共済金} = \text{損害額}^{\ast 1} \times \text{付保割合}$$

※1: 損害額 = **パイプの被害** [パイプの時価額 ÷ パイプの総スパン数 × 被害スパン数^{※2}]
+ **被覆材の被害** [被覆材の時価額 × (1 - 自然消耗割合^{※3}) × 被害面積割合^{※4}]

以下によりパイプの被害判定を行い、交換等を要するものをカウントします。

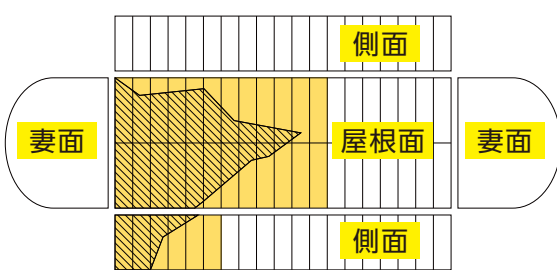
- ※2: 被害スパン数 とは
- 局部的に激しく曲がったり、または腰折れを起こしているもの
 - 主骨材が直管パイプでつなぎのできない大きな曲がりのもの
 - 施設内部で通常の栽培作業を行うことが不可能なもの

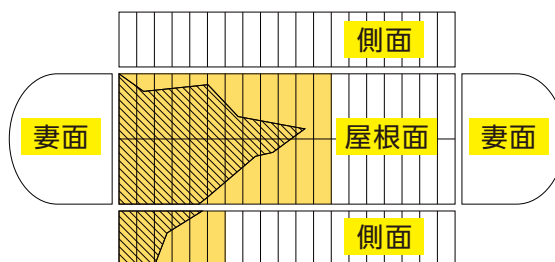
※3: 被覆材の自然消耗割合 とは ※一般軟質フィルム(一般農PO、一般農ビ等)の場合

共済責任期間の開始日から											
1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月	12ヵ月
0%			12%			25%			37%		

※4: 被害面積割合 = $\frac{\text{新たに被覆を要する面積}^{\ast 5}}{\text{被覆面積}}$

※5: 新たに被覆を要する面積 とは

右図の  のように被害を受けた場合  を「新たに被覆を要する面積」とします。
(被害箇所+のりしろ)



異動通知・損害通知は早急に！

ご契約内容に係る
通知事項

- 被覆期間の変更
- 移転、解体、増築又は構造若しくは材質(被覆材を含む)の変更
- 補償期間中に他の保険又は共済にご加入された場合

損害発生に係る
通知事項

- 災害の種類
- 損害の状況
- 損害を受けた施設の所在地及び棟番号

損害発生に伴う
お願い事項

- 災害を受けたパイプやビニール等は損害評価が終了するまで保存願います。
- 大災害発生時は、被害棟を1棟ごとに確認するため損害評価が遅れる場合がありますので、緊急に修復する必要がある場合はその旨をNOSAIまでご連絡ください。



通知が遅れた場合、共済金が支払えない場合がございます。速やかに通知をお願いします。

お問い合わせ

山口県農業共済組合 <https://ymgc-nosai.org/>

本所 山口市小郡長谷一丁目3番3号 代表番号 083-972-7500



東部支所

〒742-0417 岩国市周東町下久原484番地3
☎0827-84-0041 FAX: 0827-84-0053

中部支所

〒754-0042 山口市小郡長谷一丁目3番3号
☎083-972-2340 FAX: 083-972-3944

北部支所

〒758-0303 萩市大字高佐下1982番地65
☎08388-8-5050 FAX: 08388-8-5051

西部支所

〒750-0424 下関市豊田町大字矢田271番地7
☎083-250-6208 FAX: 083-250-6209